

就学援助制度について

小・中学校に在学・就学予定の保護者の皆様へ

天城町では、経済的な理由でお困りの保護者の方に対して、就学援助制度で学用品の購入費等に係る経費などを支援しています。

○ 認定基準について

以下の基準に該当する場合に就学援助の受給を受けることができます。

- 1 天城町に住所（住民票上の住所）を有しており、天城町立の小・中学校に在学または就学予定である児童生徒の保護者
- 2 世帯の状況が以下のいずれかに該当する方
 - ・ 生活保護を受給している
 - ・ 市町村民税が非課税となっている
 - ・ 学校長・福祉事務所長・地区民生員の助言を求め、必要と認められる場合



○ 援助内容・金額等について

費目名	内容	援助金額(年額)		備考
		小学校	中学校	
学用品費等	通常必要とする学用品の購入費	11,100円	21,700円	定額
通学用品費	通常必要とする通学用品の購入費	2,170円	2,170円	定額(1学年を除く)
新入学児童生徒学用品費	入学にあたり通常必要とする学用品の購入費	19,900円	22,900円	定額
校外活動費	校外活動に直接係る交通費等	1,510円	2,180円	定額
医療費	むし歯の治療費	(6,000円)	(6,000円)	実費(上限)

※生活保護を受給されている場合、「医療費」について全額援助が行われます。

(その他の費目については、生活保護費で支給されます。)

※小・中学校で実施される「修学旅行」に係る経費は、「へき地児童生徒援助費」で一部援助されます。

○ 申請等について

- 1 就学援助を希望される場合は、在学する学校が示す提出期限までに申請書等を提出してください。
- 2 就学援助の受給対象となるかの審査については、天城町教育委員会において行い、審査結果については、学校を通じてお知らせを行います。
- 3 就学援助の支給については、各学期末に学校を通して行います。

○ 注意点について

※毎年必ず所得申告を行ってください。

※転入者（生活保護受給を除く）は、課税基準日お住まいであった市区町村にて発行する課税証明書（世帯分）を申請の際に提出してください。

○ 問合せ先

天城町教育委員会総務課

〒891-7692 天城町平土野 2691 番地 1

TEL 0997-85-5226